

犯罪被害者等支援における多機関ワンストップサービスに関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び犯罪被害者等支援条例（平成30年北海道条例第7号。以下「条例」という。）の理念に基づき、個々の犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、その受けた被害を回復し、又は軽減するために必要な支援を途切れなく提供される多機関ワンストップサービス（以下「多機関ワンストップサービス」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

- 2 この要領において「犯罪被害者である道民」とは、犯罪被害を受けた者であつて当該犯罪被害による相談を行う時点において北海道内に住所を有する者又は居住する者（以下「道民」という。）をいう。
- 3 この要領において「対象犯罪行為」（未遂を含む）とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 殺人、強盗致死傷、性犯罪（刑法（明治40年法律第45号）に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死等、全治1か月以上の傷害等
 - (2) ひき逃げ、交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故、危険運転致死傷
 - (3) その他、相談等受理機関・団体（以下「相談受理機関等」という。）が必要と認めた事案
- 4 この要領において「家族」及び「遺族」とは、民法（明治29年法律第89号）第725条に定める親族の範囲内の者とし、法律上の身分関係がない者であっても、これと同視し得る事情にある者を含むものとする。

(道の役割)

第3条 道は、多機関ワンストップサービスを機能させるための支援全体の調整を行うコーディネーターとして、次に掲げる役割を担う。

- (1) 犯罪被害者等のニーズの確認
- (2) 多機関ワンストップサービスによる支援提供の判断
- (3) 犯罪被害者等に対する支援計画の立案
- (4) 支援調整会議の開催判断、招集及び運営

- (5) 支援対象者への説明
- (6) 支援提供後の進捗状況の確認
- (7) 支援計画の検証及び見直し

(対象範囲)

第4条 多機関ワンストップサービスは、相談受理機関等に相談や問合せがあった全ての犯罪被害者等を支援対象とするものではなく、複数の機関・団体による複数の制度等を提供する必要がある場合を対象とする。

(支援対象者)

第5条 多機関ワンストップサービスにおける支援対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象犯罪行為による犯罪被害者である道民
- (2) 対象犯罪行為による犯罪被害者の家族又は遺族で、かつ、対象犯罪行為の発生時に道民であった者

(相談受理機関等からの情報提供)

第6条 相談受理機関等は、第4条に規定する対象範囲に該当する場合は、相談者から聴取した内容を基に「相談受理票（兼情報提供票）（様式第2号）」を作成するとともに、「個人情報提供同意書（様式第3号）」を徴し、道へ情報提供する。

- 2 「相談受理票」を受理した道は、相談受理機関等と相談受理票の内容などの引継を行う。

(犯罪被害者等のニーズ確認)

第7条 道は、前条の相談受理機関等の情報提供を受理した場合、犯罪被害者等のニーズについて、次により確認等を行う。

- (1) 犯罪被害者等と面談して状況を確認し、必要に応じて「相談受理票」を補記するとともに、「アセスメントシート（様式第4号）」によりニーズを把握する。
- (2) 支援に必要な関係機関・団体に必要な情報を共有することについて、犯罪被害者等の同意を得たときは、「支援に関する調整・協議のための個人情報提供同意書」（様式第5号）を徴する。

(支援提供の判断)

第8条 道は、前条のニーズ確認を踏まえ、多機関ワンストップサービスによる支援提供の判断を行う。

2 支援提供の判断は、第4条に規定する対象範囲に該当する場合とし、次のような犯罪被害者等の状況を勘案し、総合的に行うものとする。

- (1) 経済的負担の増加や収入の減少等により家計が急変している場合
- (2) 心身の負担により仕事や日常生活に影響が出ている場合
- (3) 過熱報道や風評被害が生じている場合
- (4) 転居や転校、転職等の生活環境の変化が見込まれる場合
- (5) 家族の養育や介護が困難になっている場合

(支援計画案の作成)

第9条 道は、前条により支援提供を行うと判断した場合は、支援計画（様式第1号）案を作成する。

(支援計画の決定)

第10条 支援計画は、多機関ワンストップサービスを構成する機関・団体と調整・協議した結果又は支援調整会議の開催結果を踏まえ、道が決定する。

(支援調整会議)

第11条 支援調整会議は、犯罪被害者等の置かれた状況やニーズを総合的に勘案し、複数の機関・団体による複数の制度・サービスを提供する必要性に応じて、道が開催を判断の上、招集・運営を行い、その議長を務める。

2 会議は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課、北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室、犯罪被害者等早期援助団体（公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター）及び犯罪被害者等が居住する市町村で構成するものとする。

3 前項のほか、道が必要と認めるときは、支援対象者の同意を得て弁護士会、社会福祉協議会その他の民間支援団体等に参加を要請することができる。

(支援計画の説明及び進捗状況の確認)

第12条 道は、支援調整会議等において決定された支援計画について、次のことを行う。

- (1) 支援対象者への説明及び支援計画の交付
- (2) 支援提供後も、支援計画の進捗状況を確認するほか、支援対象者と2か

月に1回以上の面談や電話連絡等を実施して、支援対象者が置かれている状況やニーズに変化がないか確認

- (3) 支援計画における評価時期に支援内容を検証し、必要に応じて見直しを行い、その結果について「支援計画検証シート（様式第6号）」を作成する。また、(1)と同様に、支援対象者への説明及び支援計画の交付を行う。

（支援の終結）

第13条 多機関ワンストップサービスによる支援の終結については、次のとおりとする。

- (1) 多機関ワンストップサービスは、支援計画の立案に基づく支援の提供から1年間は面談の継続、支援計画の検証・見直しを行うこととし、以降は、コーディネーターが支援の継続の要否について判断を行うものとする。
- (2) 支援を終結する際には、コーディネーターは支援関係機関・団体にその事由について説明するとともに、犯罪被害者等に対し、その旨と再相談が可能であることなどを伝えるものとする。

（委託）

第14条 本業務については、北海道公安委員会が指定する犯罪被害者等早期援助団体にその一部を委託することができる。

（個人情報保護等）

第15条 支援調整会議の出席者及び多機関ワンストップサービスに携わる者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号）、その他法令を順守し、個人情報を適切に保護しなければならない。

- 2 犯罪被害者等の個人情報の適切な管理に関して必要な事項は、次のとおり行うものとする。
 - (1) 被害者及びその家族に関する氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号等の個人情報（以下、「個人情報」という。）を有する書類にあつては、第三者への提供、複写・複製を禁止する。
 - (2) 個人情報を有する書類等にあつては、執務中は机上に放置しない等関係者以外の者が容易に閲覧できないよう配慮するとともに、保管責任者を指定した上で、鍵のかかるロッカー等で保管することとする。
 - (3) 個人情報を有する書類にあつては、誤送信による情報漏洩防止の観点か

ら、専用の鞆等に収納の上原則手渡しとするが、簡易書留等による郵送（受取確認ができるもの）やパスワード付き電子メール等による送付に限り可能とする。

- (4) 書類等を電子メールで送付する場合は、送付前に必ず送信先の受信確認を実施するとともに、作成者を含む2名以上の職員で確認した上で、送付することとする。
- (5) 情報の共有を受けた後の機関及び団体内部における共有の範囲は、支援に関係のある職員に留めるものとし、不必要な写しの作成をしない等共有時の注意喚起を徹底する。
- (6) この要領で定める各様式の保存期限は、支援終了とみなした日の属する年度の翌年度の4月1日から5年とする。

（庶務）

第16条 多機関ワンストップサービスの庶務は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課が掌る。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、多機関ワンストップサービスに関し必要な事項は知事が定める。

附 則 この要領は、令和7年11月17日から施行する。